

# 夜間金庫使用規定

## 第1条（使用目的）

この夜間金庫は、当行における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 第2条（使用方法）

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の入金票および通帳等とともに夜間金庫預入用袋（以下「入金袋」という。）に入れ、夜間金庫に投入してください。なお、入金票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉を閉じ、袋が下に落ちたことを示す投入確認の受取書（レシート）を受け取ってください。
- (3) 入金袋投入は、1開閉1袋としてください。

## 第3条（手数料）

- (1) この夜間金庫の使用手数料（基本料金および入金袋使用料）として別に定める料金をいただきます。基本料金は前払とし、毎年所定の日に使用者の指定した預金口座から払戻しのうえ手数料に充当します。（消費税込）  
入金袋使用料は、当初契約時のみ徴求いたします。
- (2) 使用期間中に解約があった場合、基本料金について月割計算にて返戻いたしますが入金袋使用料については返戻いたしません。

## 第4条（入金袋の取扱い）

- (1) 前項の「入金袋」は、あらかじめ夜間金庫の使用者に交付いたしますので、ご使用の際は、完全に施錠してお使いください。
- (2) 夜間金庫外扉や「入金袋」の取扱不完全のため生じた損害については、当行はその責めを負いません。

## 第5条（預金への受入処理）

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当行はその責任を負いません。

## 第6条（入金袋・鍵の保管、喪失・毀損）

- (1) 投入口鍵・入金袋・入金袋鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 投入口鍵・入金袋・入金袋鍵を失ったとき、または、毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。  
なお、この場合、修理費、再製費の費用を負担してください。
- (3) 投入口鍵・入金袋・入金袋鍵の複製は行わないでください。

## 第7条（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない使用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 第8条（解約時）

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。  
この場合には、投入口鍵・入金袋・入金袋鍵を直ちに当店へ返戻ください。

## 第9条（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の使用権は、転貸・譲渡・売買または質権の目的とすることはできません。なお、夜間金庫外扉用鍵についても同様とします。

## 第10条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 第11条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。